

**【参考】未登記家屋 所有者変更届出書【添付書類】**

①～③該当のものをご提出ください。

□① 遺産分割協議書がある場合

<input type="checkbox"/>	新所有者の 印鑑登録証明書	・ <u>新所有者の方全員分</u> ◆遺産分割協議書に押印した印と同様のものであれば、取得年月日は問いませんが異なる場合は、発行後3ヶ月以内のもの
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書	

□② 遺言書がある場合

<input type="checkbox"/>	新所有者の 印鑑登録証明書	・ <u>新所有者の方全員分</u> ◆発行後3ヶ月以内のもの
<input type="checkbox"/>	遺言書	公正証書以外の場合、 家裁の検認済証明書付きのもの

□③ 遺産分割協議書・遺言書がない場合

<input type="checkbox"/>	新所有者の 印鑑登録証明書	・ <u>新所有者の方全員分</u> ◆発行後3ヶ月以内のもの
<input type="checkbox"/>	相続人全員の 印鑑登録証明書	◆発行後3ヶ月以内のもの
<input type="checkbox"/>	申立書	<u>相続人全員の署名及び実印</u> の押印が必要 <送付いたしますのでお問合せください。>

▼▼以下はどちらか一方▼▼

<input type="checkbox"/>	戸籍謄本	・【被相続人】の <u>出生から死亡までの戸籍</u> ・【被相続人】と【相続人】の <u>関係</u> がわかる戸籍 (【被相続人】の戸籍で 現在の名字が確認できない場合のみ必要)
<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図	法定相続情報証明(法務局で発行)によるものに限る。

所有権移転の原因によって添付書類が異なります。  
添付書類は写しで構いませんが、表紙を含めた全ての写しを添付してください。  
※原本をご提出いただいた場合は、還付いたしませんのでご注意ください。